公表日 令和5年4月 日担当課 文化スポーツ課

随意契約報告書

1	事	業	番	문	多文ス工第	2	문
1	7	*	1887	7	タスハエカ ・	_	σ

- 2 種 別 工事
- 3 事 業 名 総合体育館エレベーター改修工事
- 4 場 所 多治見市大畑町2丁目150番地 地内
- 5 契約業者名 東芝エレベータ株式会社 中部支社
- 6 住 所 名古屋市中村区名駅 4 丁目 8 番 18 号
- 7 契 約 金 額 21,450,000円
- 8 工 期 令和4年5月27日から令和5年2月28日まで
- 9 概 要 エレベーターの改修工事を行うもの。

10 相手方の選定理由

当館のエレベーターは、昭和 60 年の納入時から 37 年間、品質維持向上の為、製造者の「東芝エレベータ(株)中部支社」とフルメンテナンス契約をしており、毎月 2 回の定期点検及び年 1 回の法定検査を継続実施している。

またその点検結果に基づき、フルメンテナンス契約内で、直近では H29 年・インターホン電源装置取替、H30 年・主ロープ取替、ガイドローラー取替、R1 年・油圧配管継手取替、油圧用の油交換を実施しており、当機の状況を十分に把握している。

今回の工事は、休館中の短期間に施工することが必要であり、既設(乗場三方枠、しきい等)を再利用する等のリニューアル技術にも精通する業者は、「東芝エレベータ(株)中部支社」のみである為、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約をするもの。